

議案第105号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴い、教育長の服務等に関し、関係条例を整備する必要があるによる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡市職員の公務員倫理に関する条例の一部改正)

第1条 福岡市職員の公務員倫理に関する条例（平成13年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育長

第2条第2項中「第2号」を「第3号」に、「同項第3号」を「同項第2号に掲げる者」にあっては教育委員会を、同項第4号」に改める。

第5条第2項中「企業管理者」を「教育長，企業管理者」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年福岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項」を加え、「基き」を「基づき」に、「規定する」を「必要な事項を定める」に改める。

第2条中「すべての職員」の次に「，教育長」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「任命権者」の次に「(教育長にあつては，教育委員会)」を加える。

(福岡市職員等旅費支給条例の一部改正)

第3条 福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

別表第1特等級の項中「，教育長」を削る。

(福岡市特別職職員等の給与に関する条例の一部改正)

第4条 福岡市特別職職員等の給与に関する条例（昭和27年福岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市特別職職員等の給与に関する条例

第1条中「副市長」の次に「，教育長」を加え、「，常勤の監査委員及び教育長」を「及び常勤の監査委員」に、「特別職職員等」を「特別職職員」に改める。

第2条第1項中「特別職職員等」を「特別職職員」に、

「副市長 月額 1,040,000円」を

「副市長 月額 1,040,000円」に、

教育長 月額 850,000円」

「常勤の監査委員 月額 620,000円」を

教育長 月額 850,000円」

「常勤の監査委員 月額 620,000円」に改める。

第3条第1項中「特別職職員等」を「特別職職員」に改める。

第4条第1項中「特別職職員等」を「特別職職員」に改め、同条第2項中「特別職職員等」を「特別職職員」に改め、「又はこれ」を削る。

(福岡市特別職職員等退職手当支給条例の一部改正)

第5条 福岡市特別職職員等退職手当支給条例（昭和32年福岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 福岡市特別職職員退職手当支給条例

第1条中「副市長」の次に「，教育長」を加え，「，常勤の監査委員及び教育長」を「及び常勤の監査委員」に改める。

第3条第1項中「副市長 在職期間 1月につき 100分の38」を

「副市長 在職期間 1月につき 100分の38  
教育長 在職期間 1月につき 100分の27」に，

「常勤の監査委員 在職期間 1月につき 100分の27  
教育長 在職期間 1月につき 100分の27」を

「常勤の監査委員 在職期間 1月につき 100分の27」に改める。

(福岡市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第6条 福岡市教育委員会委員定数条例（平成12年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 福岡市教育委員会組織条例

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

(福岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第7条 福岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成20年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(福岡市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第8条 福岡市教育長の勤務時間等に関する条例（昭和27年福岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76

号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の同項の任期中は、この条例第1条から第6条まで及び第8条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定は適用せず、この条例第1条から第6条まで及び第8条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定は、なおその効力を有する。